

鹿児島県地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項の規定により県が作成する都道府県計画に基づく地域医療勤務環境改善体制整備事業を行う事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「地域医療勤務環境改善体制整備事業」とは、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境の改善に取り組んでいる医療機関が行う、医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業をいう。

2 この要綱において「事業者」とは、県内の病院（医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院）及び診療所（同法第1条の5第2項に規定する診療所）の開設者をいう（ただし、診療報酬の地域医療体制確保加算を取得している者を除く。）。

3 この要綱において「地域医療において特別な役割」がある医療機関とは、次のいずれかを満たす医療機関をいう。

(1) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1,000件以上2,000件未満であり、2次救急又は3次救急を提供する医療機関

(2) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1,000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関

ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、2次救急又は3次救急を提供する医療機関

イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関

(3) 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関

ア 急性期・高度急性期病棟を持つ総合周産期医療センター又は地域周産期医療センターの指定を受ける医療機関

イ 大半が小児医療を提供し小児救急医療を行う病院

ウ 「精神科救急医療体制整備事業」における精神科救急医療施設に指定され、夜間・休日の措置入院及び緊急措置入院の対応を年間 12 件以上行っている精神科医療機関

エ 診療報酬の超急性期脳卒中加算の算定が年間 25 件以上の医療機関

オ 急性心筋梗塞等に対する治療件数が年間 60 件以上の医療機関

カ その他、高度のがん治療を専門に行っている医療機関のうち急性期・高度急性期病棟を持つ医療機関、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関、児童精神科を行う病院（児童精神科病床数を対象とする）等

(4) その他在宅医療において特に積極的な役割を担う、次のいずれかに当てはまる医療機関

ア 機能強化型在宅療養支援診療所の単独型

イ 機能強化型在宅療養支援病院の単独型

4 この要綱において「過酷な勤務環境の改善に取り組んでいる」医療機関とは、次に掲げる要件を全て満たす医療機関をいう。

(1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置していること。

(2) 年の時間外・休日労働が 960 時間を超える又は超えるおそれがある医師を雇用している医療機関で、労働基準法第 36 条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36 協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 720 時間を超えていること。

※ 「年の時間外・休日労働が 960 時間を超えるおそれがある医師を雇用している医療機関」は、「年の時間外・休日労働が 720 時間を超え、960 時間以下の医師を雇用している医療機関」をいう。以下、当要綱において同じ。

(3) 医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象機関においては、G－M I Sに登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

(4) 「医師労働時間短縮計画」に基づく取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

(補助対象経費，基準額及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象経費，基準額及び補助率は次表のとおりとし，交付額は第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額に第3欄の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を選定し，当該選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して，いずれか少ない額とする。

ただし，算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には，これを切り捨てるものとする。

2 交付申請年度の4月1日以降に生じた対象経費について補助対象とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
病床機能報告により県へ報告している最大使用病床数（療養病床を除く。精神科救急を根拠とする医療機関の場合は病床機能報告に於ける同時点での精神病床の最大使用病床数とする。）に133千円を乗じて得た額とする。ただし，報告している病床数が20床未満の場合は20床として算定する。	地域医療勤務環境改善体制整備事業に要する経費 ※	資産形成経費 9／10
		その他経費 10／10

※ 診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合，その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが，その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができる。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は，以下のとおり別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は，次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 経費所要額調書（別記第3号様式）
- (3) 収支予算書（別記第4号様式）
- (4) 医師労働時間短縮計画
- (5) その他事業の内容がわかる書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は，知事が指定する日とし，その提出部数は2部とする。

(交付の決定)

第5条 知事は、申請者から第4条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、第6条の規定する事項を条件に補助金の交付を決定するものとし、別記第5号様式によりその決定の内容を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとするとき（ただし、軽微な変更を除く。）
 - イ 補助事業に要する経費の配分を変更しようとする場合で、事業費の額の20パーセントを超える変更をしようとするとき。
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号に定められている耐用年数等に相当する期間）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた年度）終了後5年間保管しなければならないこと。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第15号様式により速やかに知事に報告しなければならない。また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。
- (8) 補助事業を行う者が(1)から(7)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は次に定めるとおりとする。

- (1) 補助金額の変更（ただし、補助金額の20%以内の減額を除く。）
- (2) 補助事業に要する経費の配分で、20%を超える増減
- (3) 補助事業の内容の著しい変更

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第6号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 変更事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 変更経費所要額調書（別記第3号様式）
- (3) 変更収支予算書（別記第7号様式）
- (4) その他事業の内容がわかる書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第8号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第10号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記第2号様式）
- (2) 経費所要額精算書（別記第11号様式）
- (3) 収支精算書（別記第12号様式）
- (4) 医師労働時間短縮計画
- (5) その他事業の内容がわかる書類

- 3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して10日を経過した日（第6条第1項第1号のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して10日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

（補助金の額の確定）

第10条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第13号様式）により行うものとする。

（補助金の交付）

第11条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第14号様式のとおりとする。

- 2 第1項の補助事業等交付請求書の提出期限は、補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までとする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年6月29日から施行する。

この要綱は、令和5年7月3日から施行する。

この要綱は、令和6年8月9日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別記

第 1 号様式（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

年度地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金交付申請書

年度地域医療勤務環境改善体制整備事業を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第 3 条及び鹿児島県地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（別記第 2 号様式）
- (2) 経費所要額調書（別記第 3 号様式）
- (3) 収支予算書（別記第 4 号様式）
- (4) 医師労働時間短縮計画
- (5) その他事業の内容がわかる書類

地域医療勤務環境改善体制整備事業計画書 （変更事業計画、事業実績書）

1. 交付要件について

（1）当該事業に係る最大使用病床数（数字だけ記入）

医療法上の病床種別（病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数）

一般病床	その他（※）	合計

※精神科救急を根拠とする場合は同報告と同時点の精神病床数とする。

（2）前年度の時間外・休日労働時間の実績（数字だけ記入）

年720時間超～960時間以下の 医師数	年960時間超の医師数（※）	合計

※医師数を記入する場合は、自院以外の副業・兼業先の労働時間も通算して年960時間超の医師数とする。

2. 対象事業について

以下項目については、該当する項目のみ記入とする。

（1）救急用の自動車等による搬送実績

実績期間（年度のみ）	救急用の自動車等による搬送実績（件）※

※実績期間は病床機能報告により報告している4月～3月までの1年間における実績とする。

（2）その他診療実績

役割

- ・（1）において、救急用の自動車等による搬送実績が1000件未満の場合は下表のいずれに該当するか○の上、実績について記入すること。

①夜間・休日・時間外入院期間について

夜間・休日・時間外入院期間（年度のみ）	夜間・休日・時間外入院件数 ※

※実績期間は病床機能報告により報告している4月～3月までの1年間における実績とする。

②離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなどについて

該当する場合○	「○」の場合、実績記入（自由記載）

③周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等

該当する場合○	「○」の場合、実績記入（自由記載）

④5疾病6事業で重要な医療を提供している医療機関（脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療等）

該当する場合○	「○」の場合、実績記入（自由記載）

⑤在宅医療

該当する場合○	「○」の場合、実績記入（自由記載）

3. 取組内容に要する経費について

下表①～⑤の内訳について（最も合致する経費を一つ選択し下表に入力すること）

- ①タスク・シフト／シェア
（例：職種に関わりなく特にするもの。職種毎に推進するもの。）
- ②医師の業務見直し
（例：外来業務の見直し。宿日直の体制や分担の見直し。オンコール体制の見直し。主治医の見直し。）
- ③その他の勤務環境改善
（例：ICTその他の設備投資。出産・子育て・介護など、仕事と家庭の両立支援。更なるチーム医療の推進。）
- ④副業・兼業を行う医師の労働時間の管理
（例：副業・兼業先の労働時間も踏まえた勤務シフトの管理。副業・兼業先との勤務シフトの調整。副業・兼業先への医師労働時間短縮の協力要請。）
- ⑤C-1水準を適用する臨床研修医及び専攻医の研修の効率化
（例：教育カンファレンスや回診の効率化。効率的な学習教材・機材の提供による学習環境の充実。個々の医師に応じた研修目標の設定とこれに沿った研修計画の作成。）

（単位：千円）

補助対象経費	支出内容	区分 （最も合致する経費を一つ選択）	資産形成 有無	所要見込額	補助対象額
		合計			

勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

新規申請時の状況について記載する事項
(□には、適合する場合「✓」を記入すること)

(1) 勤務医の勤務時間及び当直を含めた夜間の勤務状況の把握

ア 医療機関に勤務する医師数 (令和 年 月末時点)	常勤: 名 宿日直(*1)を担当する医師数: 名 (うち非常勤 名)	非常勤: 名
*1 宿日直については、平日の平均的な1日における体制を記載すること		
イ 勤務医の勤務状況の把握等(令和 年 月末時点)		
(ア) 勤務時間の具体的な把握方法(該当する事項に○すること) 複数回答可		
☐ ICカード ☐ タイムカード ☐ PCのログ情報や電子カルテのログ情報を用いた労働時間管理 ☐ 出席簿又は管理簿等の用紙による記録(上司等による客観的な確認あり) ☐ その他 (具体的に:)		
(イ) 勤務時間以外についての勤務状況(*2)の把握内容(該当する事項に○すること) 複数回答可		
☐ 年次有給休暇取得率 ☐ 時短勤務実施者(*3)数 ☐ 育児休業・介護休業の取得率 ☐ その他 (具体的に:) *2 前年度の実績を記載。 *3 所定労働時間をあらかじめ減じた勤務体制としている者		
(ウ) 超過勤務時間(時間/月)(*4)		
平均: 時間/月 80時間/月以上の者の人数: 名		
最大: 時間/月 155時間/月以上の者の人数: 名		
最小: 時間/月		
*4 常勤医における値を記載。		
*4 超過勤務時間: 法定休日以外の日において1日につき8時間を超えて労働した時間並びに1週について40時間を超えて労働した時間数及び法定休日(週に1日、又は、4週につき4日付与する義務あり)において労働した時間の総和		
(エ) 宿日直(回/月)		
平均: 回/月		
最大: 回/月		
最小: 回/月		
連日宿日直を実施した者の人数及び回数: 名・のべ 回		
(オ) その他(自由記載・補足等)		

(2) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

ア 特定労務対象医療機関の指定(該当する事項に全て○すること)	
☐	特定地域医療提供機関【B水準】
☐	連携特定地域医療提供機関【連携B水準】
☐	技能向上研修機関【C-1水準】
☐	特定高度技能研修機関【C-2水準】
☐	指定を受けていない【A水準】
イ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者	
氏名: _____	
職種: _____	
ウ 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議	
開催頻度: _____ 回／年	
参加人数(平均): _____ 人／回	
参加職種:(_____)	
エ 医師労働時間短縮計画	
計画策定について	
初回の策定年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日	
直近の更新年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日	
G-MISへの登録 : ☐ ※特定労務管理対象機関は登録が交付要件	
職員に対する計画の周知:(_____)	
オ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開	
医療機関内に掲示する等の方法で公開	
(具体的な公開方法 _____)	

(変更) 経 費 所 要 額 調 書

補助事業者名()

区分	総事業費 (A) 円	寄付金 その他の 収入額 (B) 円	差引額 (A)－(B) (C) 円	対象経費の 支出予定額 (D) 円	基準額 (E) 円	選定額 (F) 円	補助金所要額 (G) 円	事業者負担額 (A)－(B)－(G) (H) 円
(資産形成経費)								
(その他経費)								

- (注) 1 該当なしの欄は「0」を記入すること。
- 2 「選定額」(F) 欄は、D欄の額のうち、資産の形成に繋がる経費については10分の9を乗じて得た額、その他の事業については10分の10を乗じて得た額の和と、E欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
- 3 「補助金所要額」(G) 欄は、C欄の総額とF欄の額とを比較して少ない額を記入し、千円未満の端数は切り捨てること。
- 4 変更の場合は2段書きとし、上段に変更前の金額を()書きで記入すること。

第4号様式（第4条関係）

収 支 予 算 書

（1）収入 （単位：円）

	予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考
県 補 助 金				
自己負担金				
そ の 他				
計				

（2）支出 （単位：円）

区 分	予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備考
計				

※区分には会議開催経費，研修経費等を記入

(3) 經費配分明細

(単位：円)

区 分	経費区分	予 算 額	積 算 内 訳
計			

※区分には会議開催経費，研修経費等を記入

※経費区分には内訳（報償費、旅費、需用費等）を記入

第 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事



年度地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定しました。

記

1 補助金の額 金 円

2 交付の条件

鹿児島県地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金交付要綱第6条のとおり

第6号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

年度地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 年
度地域医療勤務環境改善体制整備事業を下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助金
等交付規則第7条及び鹿児島県地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金交付要綱第
7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円
(うち前回までの申請額 金 円)

2 計画変更の理由

3 関係書類

- (1) 変更事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 変更経費所要額調書（別記第3号様式）
- (3) 変更収支予算書（別記第7号様式）
- (4) その他事業の内容がわかる書類

第7号様式（第7条関係）

変更前：（ ）書きで上段
変更後：下段

変 更 収 支 予 算 書

事業名（ ）

（1）収入 （単位：円）

	予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考
県 補 助 金				
自己負担金				
そ の 他				
計				

（2）支出 （単位：円）

区 分	予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考
計				

※区分には会議開催経費，研修経費等を記入

(3) 経費配分明細

(単位：円)

	区分	経費区分	予算額	積算内訳	備考
変更前					
計					
変更後					
計					

※区分には会議開催経費，研修経費等を記入

※経費区分には内訳（報償費，旅費，需用費等）を記入

第 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事 印

年度地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度地域医療勤務環境改善体制整備事業の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第 7 条の規定により承認します。

第9号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事



年度地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度地域医療勤務環境改善体制整備事業の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

1 補助金の額 金 円

2 交付の条件

鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱第6条のとおり

第 10 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住 所
氏 名

年度地域医療勤務環境改善体制整備事業実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき 年度地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金を実施したので，鹿児島県補助金等交付規則第 13 条及び鹿児島県地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により，関係書類を添えてその実績を報告します。

関係書類

- 1 事業実績書（別記第 2 号様式）
- 2 経費所要額精算書（別記第 11 号様式）
- 3 収支精算書（見込）（別記第 12 号様式）
- 4 医師労働時間短縮計画
- 5 その他事業の内容がわかる書類

経費所要額精算書

補助事業者名()

事業名	総事業費 (A) 円	寄付金 その他の 収入額 (B) 円	差引額 (A)－(B) (C) 円	対象経費の 実支出額 (D) 円	基準額 (E) 円	選定額 (F) 円	補助金所要額 (G) 円	事業者負担額 (A)－(B)－(G) (H) 円	交付決定額 (I) 円
(資産形成経費)									
(その他経費)									

- (注) 1 該当なしの欄は「0」を記入すること。
- 2 「選定額」(F) 欄は、D欄の額のうち、資産の形成に繋がる経費については10分の9を乗じて得た額、その他の事業については10分の10を乗じて得た額の和と、E欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
- 3 「補助金所要額」(G) 欄は、C欄の総額とF欄の額とを比較して少ない方の額を記入し、千円未満の端数は切り捨てること。

第 12 号様式（第 9 条関係）

収 支 精 算 書 （ 見 込 ）

（ 1 ） 収 入 （単位：円）

	予 算 額	決 算 額	増 減 額	備 考
県 補 助 金				
自 己 負 担 金				
そ の 他				
計				

（ 2 ） 支 出 （単位：円）

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減 額	備考
計				

※区分には会議開催経費，研修経費等を記入

(3) 経費支出済額明細 (単位: 円)

(3) 経費支出済額明細 (単位: 円)

区 分	経費区分	決 算 額	積 算 内 訳
計			

※区分には会議開催経費，研修経費等を記入

※経費区分には内訳（報償費、旅費、需用費等）を記入

第 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事 印

年度地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった 年度地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第 14 条の規定により、下記のとおり確定しました。

記

交付確定額 金 円

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住 所
氏 名

年度地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の交付確定通知書に基づく 年度
地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金を交付くださるよう鹿児島県補助金等交付
規則第 16 条及び鹿児島県地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金交付要綱第 11 条
の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

預金口座番号
金融機関名 本・支店

当座
普通 号
フリガナ
預金口座名義人

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住 所
氏 名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった
年度地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金について、交付決定通知により付され
た条件に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

金 円

注：別添参考となる書類（2 の金額の積算内訳等）